

東経企管第12-43号
平成24年6月8日

総務省総合通信基盤局長
桜井 俊 殿

東日本電信電話株式会社
代表取締役社長 江部

電気通信役務の料金等に係る業務をNTTファイナンス株式会社へ移管すること等
に関して講ずる措置の報告について

貴省からの「貴社が提供する電気通信役務の料金等に係る業務をNTTファイナンス株式会社へ移管すること等に関して講ずべき措置について（要請）」（総基事第32号 平成24年3月23日）を受けて、講ずる措置について別紙のとおり報告いたします。

【別紙】

貴社、西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社及び株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（以下「各事業会社」という。）、日本電信電話株式会社並びにNTTファイナンス株式会社は、平成24年2月2日に、各事業会社が提供する電気通信役務の料金等について、同年7月以降、各事業会社がNTTファイナンス株式会社へこれらの債権を譲渡し同社から請求すること、各事業会社の料金等に係る業務を同社に集約すること、利用者からの求めに応じ各事業会社等に係る請求をまとめることを可能とすること等を内容とする施策の発表を行った。

当該施策の内容については、電気通信事業者等66社・団体から総務大臣に対し連名の要望書が提出され、公正競争上の懸念が示されるとともに、総務省においても日本電信電話株式会社を通じその事実関係等につき確認を行った。

当該確認の結果、当該施策の内容を実施することは、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）により貴社及び西日本電信電話株式会社に課されている電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供についての責務に係る規定、各事業会社に課した累次の公正競争確保のための措置、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」という。）により各事業会社に課されている料金規制及び消費者保護ルール、並びに市場支配的な電気通信事業者に課されている行為規制等の趣旨を引き続き確保する観点からの課題が認められる。

については、貴社及び他の各事業会社がそれぞれ提供する電気通信役務の料金等に係る業務（以下「料金業務」という。）を一の者へ移管する場合、当該移管を受ける者（以下「料金業務会社」という。）及び貴社により上述の規制等の趣旨が引き続き確保されるよう、貴社において、下記の事項に関して適切な措置を講じ、又は料金業務会社に対し講じさせるとともに、当該措置の内容を毎年度報告することを要請する。

1. 措置内容の報告

- ・ 本要請に基づいて、下記対処策を速やかに実行し、措置状況を毎年度ごとに貴省に報告します。

1 他の各事業会社との間の実質的な一体経営による営業情報の流用等が行われないようにするため、料金業務会社との間における役員兼任及び在籍出向を行わないこと。
なお、本年7月以降の初期段階においてやむを得ず在籍出向を行う場合には、できる限り速やかにその状態を解消すること。

2. 役員兼任

- 平成24年6月現在、当社と料金業務会社（以下、NTTファイナンス）との間における役員兼任は行っておりません。
- 今後も役員兼任を行わないこととし、毎年度の報告において当社およびNTTファイナンスの役員一覧を提出します。

3. 当社からNTTファイナンスへの在籍出向

- 平成24年7月以降の初期段階においては、料金業務を円滑に実施する必要性等から在籍出向を行います。できる限り速やかに解消していきます。
- 在籍出向解消までの間、毎年度の報告において、前年度末の在籍出向者数を報告することとします。
- なお、平成24年7月1日時点のNTTファイナンスへの在籍出向者数については、同年7月以降速やかに報告することとします。

2 料金業務会社との間で行われる料金業務に係る取引について、当該取引を通じた同社への実質的な補助又は各事業会社相互間の実質的な補助が行われないようにするため、同社に対し、次の措置を講ずること。

- 電気通信役務の料金等に係る債権の譲渡を行うときは、貴社が同社に譲渡した債権の額と同額の対価を貴社に支払わせるとともに、譲渡手数料その他貴社が当該取引に関し同社との間で授受を行う金銭の額について、貴社に対し不当な差別的取扱いを行わせないこと。

4. 債権額と譲渡対価

- NTTファイナンスから当社に、債権の額と同額を債権の譲渡対価として支払う旨を、同社との間の契約書等に規定します。

5. 譲渡手数料等の妥当性の確認

- 当社は、NTTファイナンスから当社に請求する譲渡手数料等の額について、その内訳・根拠等の提示を求めるとともに、当社の料金業務に係る過去の費用実績や新たな費用項目と請求件数等の推移等に基づき妥当性を確認します。

- ・ 貴社の電気通信役務の利用者に対する請求に当たり貴社の料金等と他の各事業会社の料金等とを区別して示すようにさせ、また、貴社が移管した料金業務について会計を分計させるとともに、当該業務に係る収支の状況を貴社に報告させること。

6. 利用者に対する料金等の提示

- ・ NTTファイナンスから当社の電気通信役務の利用者に対して料金等を請求する場合、当社の電気通信役務提供に係る料金等と他の料金等を区別して示す旨を、同社との間の契約書等に規定します。

7. 料金業務に係る会計の分計

- ・ 当社がNTTファイナンスに移管する料金業務について、同社は会計を分計する旨を、同社との間の契約書等に規定します。

8. 料金業務に係る収支の報告

- ・ 当社がNTTファイナンスに移管する料金業務について、収支状況を年度ごとに同社が当社に報告する旨を、同社との間の契約書等に規定します。

- 3 料金業務会社に対し電気通信役務の料金等に係る債権の譲渡を行うときは、当該債権の額はその提供する役務に係る約款や利用者との同意に基づく料金額と同額とするとともに、同社をして、譲渡した債権の額により貴社が提供する役務の利用者に対し請求を行わせること。

9. 料金額と債権額の関係

- ・ 当社は、契約約款や利用者との同意に基づく電気通信役務の料金額と同額を債権額とし、NTTファイナンスに債権譲渡します。
- ・ 平成24年6月に当社の電気通信役務の契約約款に上記の旨を規定します。

10. 債権額と利用者に対する請求額の関係

- ・ 当社がNTTファイナンスに譲渡する債権額により、同社は利用者へ請求する旨を、同社との間の契約書等に規定します。

4 料金業務会社に対し、電気通信役務の販売業務等、他の業務を委託等しないこと。

11. 電気通信役務の販売等、他の業務の委託等

- ・ 当社からNTTファイナンスに電気通信役務の販売業務等、他の業務を委託等しないことを、当社とNTTファイナンスの間の契約書等に規定します。
- ・ 当社及びNTTファイナンスがそれぞれ社内組織に指示・徹底することとします。

5 料金業務会社に対して債権譲渡を行うことに伴い貴社から同社に顧客情報その他の情報（以下「顧客情報等」という。）を提供するときは、当該情報等を、同社が貴社から譲渡を受けた債権に係る料金業務の用に供する目的以外の目的のために取り扱うことがないよう、同社に対し、次の措置を講ずること。

- ・ 料金業務の用に供するための室とその他の室とを区分させること。

12. 料金業務の用に供する室の分離

- ・ NTTファイナンスにおいて料金業務の用に供するための室とその他の業務の室を区分する旨を、当社とNTTファイナンスの間の契約書等に規定します。
- ・ NTTファイナンスにおいて料金業務の用に供するための室における入室管理は、電子的認証装置等により徹底する旨を、当社とNTTファイナンスの間の契約書等に規定します。

- ・ 料金業務会社に独自の顧客情報等管理システムを構築させること。

13. NTTファイナンス独自のシステムの構築

- ・ NTTファイナンスにおいて独自の料金業務関連システム（以下、「当該システム」という。）を構築する旨を、当社とNTTファイナンスの間の契約書等に規定します。
- ・ 平成24年6月時点において、NTTファイナンスが当該システムを構築済みであることを確認しました。
- ・ 当該システムは、確定した債権の額等料金業務に必要な情報のみを受領し、請求・回収に必要な情報処理・情報管理を行うためのシステムです。

- ・ 当該システムにおいて、貴社が譲渡した債権に係る料金業務の用に供する目的以外の目的のために貴社が提供する顧客情報等を取り扱うことができないようにさせるとともに、必要に応じて区分された貴社の顧客情報等ごとに適切なアクセス権限を設定させること。
また、当該システムを用いて貴社の顧客情報等を入手した者、入手した情報及び入手した日時を記録させること。

14. 当社からNTTファイナンスに提供する顧客情報等の限定

- ・ 当社からNTTファイナンスに提供する顧客情報等について、料金等の請求・回収に必要な情報（契約者名・住所、請求書送付先の宛名・住所、支払い方法、請求額等）に限定することを、当社とNTTファイナンスの間の契約書等に規定します。

15. 顧客情報等の目的以外の利用の禁止

- ・ 当社からNTTファイナンスに提供する顧客情報等について、NTTファイナンスは料金業務の目的以外の目的のために利用しないことを、当社とNTTファイナンスの間の契約書等に規定します。

16. 顧客情報等のアクセス権限の設定

- ・ 当社からNTTファイナンスに提供する顧客情報等について、NTTファイナンスの料金業務に従事する社員の担当する業務内容や職責に応じて、当該システムに適切なアクセス権限を設定する旨を、当社とNTTファイナンスの間の契約書等に規定します。

17. 顧客情報等の利用の記録

- ・ 当社からNTTファイナンスに提供する顧客情報等について、NTTファイナンスが当該システムを通じて利用した実績（誰が、どの情報に、いつアクセスしたのか）を記録し、記録時より最低10年間保存する旨を、当社とNTTファイナンスの間の契約書等に規定します。

- ・ 顧客情報等の取扱いについて同社の従業員が遵守すべき規程を作成させるとともに、当該規程を遵守させるために必要な研修を実施させること。

18. 顧客情報等の取扱いに関する規程の作成

- ・ 顧客情報等の取扱いについて、NTTファイナンスの社員が遵守すべき規程等を作成する旨を、当社とNTTファイナンスの間の契約書等に規定します。
- ・ 当社は、平成24年6月末までに、NTTファイナンスが顧客情報等の取扱いに関する規程、マニュアル等を作成したこと、ならびに規程等の内容が適切であることを確認します。

19. 顧客情報等の取扱いに関する研修の実施

- ・ 前述の顧客情報等の取扱いに関する規程等を遵守するために必要な研修をNTTファイナンスが実施し、その実施状況について当社に報告する旨を、当社とNTTファイナンスの間の契約書等に規定します。

- ・顧客情報等の管理責任者を設置させ、当該情報の取扱いを管理させること。

20. 顧客情報等の管理責任者の設置

- ・ N T Tファイナンスに顧客情報等の管理責任者を設置すること、および顧客情報等の管理責任者が顧客情報等を適正に管理する旨を、当社とN T Tファイナンスの間の契約書等に規定します。
- ・ 当社は、平成24年6月末までに、N T Tファイナンスが顧客情報等の管理責任者を定めたこと、ならびに当該責任者の責任・役割が顧客情報等の取扱いに関する規程等に適切に規定されていることを確認します。

- ・ その他料金業務会社が顧客情報等を貴社から譲渡を受けた債権に係る料金業務の用に供する目的以外の目的のために取り扱うことがないようにするために必要な措置を講じさせること。

21. 顧客情報等の取扱いに関する点検

- ・ N T Tファイナンスは、顧客情報等の管理体制・ルールを整備するとともに、運用状況について点検ルールを定め、定期的に確認する旨を、当社とN T Tファイナンスの間の契約書等に規定します。
- ・ 当社は、当社から提供した顧客情報等の取扱い状況について、定期的にN T Tファイナンスに報告を求めること、および必要に応じて立ち入り点検等を行うことができる旨を、当社とN T Tファイナンスの間の契約書等に規定します。
- ・ 当社は、N T Tファイナンスからの顧客情報等の取扱い状況に係る報告及び必要に応じて当社が実施する立ち入り点検等を通じて、N T Tファイナンスにおける顧客情報等の取扱いに係る運用状況について確認していくこととします。

6 料金業務会社に対し電話役務の料金等に係る債権の譲渡を行うときは、同社に対し、利用者の同意なく貴社から譲渡された債権の第三者への譲渡を行わせない等、電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供を確保するために必要な措置を講じさせること。

22. 債権の第三者譲渡の制限

- ・ NTTファイナンスが債権を第三者譲渡する場合は、利用者を困難な状況に置くことがないよう当社の承認を要する旨を、当社とNTTファイナンスの間の契約書等に規定します。

23. NTT法 第3条の趣旨の確保

- ・ 当社からNTTファイナンスに譲渡する債権の請求・回収にあたり、NTTファイナンスは電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供を確保する旨を、当社とNTTファイナンスの間の契約書等に規定します。
- ・ 上記を遵守するため、NTTファイナンスが必要な社員研修を実施する旨を、当社とNTTファイナンスの間の契約書等に規定します。当社は研修教材の提供等、NTTファイナンスの社員教育に必要な支援をしていくこととします。

7 料金業務会社に対し基礎的電気通信役務、指定電気通信役務及び特定電気通信役務の料金等に係る債権の譲渡を行うときは、事業法第7条、第19条、第20条及び第21条の趣旨を引き続き確保するために必要な措置を講じ、又は同社に講じさせること。

24. 事業法 第7条、第19条、第20条及び第21条の趣旨の確保

- ・ NTTファイナンスは、当社から譲渡する債権の請求・回収にあたり、事業法第7条、第19条、第20条及び第21条の趣旨を確保する旨を、当社とNTTファイナンスの間の契約書等に規定します。
- ・ 上記を遵守するため、NTTファイナンスが必要な社員研修を実施する旨を、当社とNTTファイナンスの間の契約書等に規定します。当社は研修教材の提供等、NTTファイナンスの社員教育に必要な支援をしていくこととします。

8 料金業務会社に対し基礎的電気通信役務、指定電気通信役務及び特定電気通信役務以外の電気通信役務の料金等に係る債権の譲渡を行うときは、事業法第 29 条の趣旨を引き続き確保するために必要な措置を講じ、又は同社に講じさせること。

25. 事業法 第 29 条の趣旨の確保

- ・ NTTファイナンスは、当社から譲渡する債権の請求・回収にあたり、事業法第 29 条の趣旨を確保する旨を、当社とNTTファイナンスの間の契約書等に規定します。
- ・ 上記を遵守するため、NTTファイナンスが必要な社員研修を実施する旨を、当社とNTTファイナンスの間の契約書等に規定します。当社は研修教材の提供等、NTTファイナンスの社員教育に必要な支援をしていくこととします。

9 料金業務会社が行う料金業務について、事業法第 30 条の趣旨を引き続き確保するために必要な措置を講じ、又は同社に講じさせること。

26. 事業法 第 30 条の趣旨の確保

- ・ NTTファイナンスは、当社から譲渡する債権の請求・回収にあたり、事業法第 30 条の趣旨を確保する旨を、当社とNTTファイナンスの間の契約書等に規定します。
- ・ 上記を遵守するため、NTTファイナンスが必要な社員研修を実施する旨を、当社とNTTファイナンスの間の契約書等に規定します。当社は研修教材の提供等、NTTファイナンスの社員教育に必要な支援をしていくこととします。

10 料金業務会社に対し料金業務の移管等を行うときは、事業法第 6 条、第 26 条及び第 27 条の趣旨を引き続き確保するために必要な措置を講じ、又は同社に講じさせること。

27. 事業法 第 6 条、第 26 条及び第 27 条の趣旨の確保

- ・ NTTファイナンスは、当社から譲渡する債権の請求・回収にあたり、事業法第 6 条、第 26 条及び第 27 条の趣旨を確保する旨を、当社とNTTファイナンスの間の契約書等に規定します。
- ・ 上記を遵守するため、NTTファイナンスが必要な社員研修を実施する旨を、当社とNTTファイナンスの間の契約書等に規定します。当社は研修教材の提供等、NTTファイナンスの社員教育に必要な支援をしていくこととします。

11 料金業務会社に対し、貴社の顧客情報等について個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等の関係法令等を遵守させること。

28. 個人情報の保護に関する法律等の関係法令等の遵守

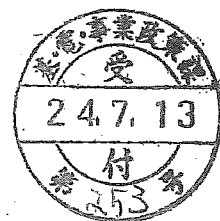
- ・ NTTファイナンスは、個人情報の保護に関する法律等の関係法令等を遵守することとし、顧客情報等の取扱いに関する規程等を作成する旨を、当社とNTTファイナンスの間の契約書等に規定します。
- ・ NTTファイナンスは、個人情報の取扱いについてプライバシーポリシーを定め、公表することを当社とNTTファイナンスの間の契約書等に規定します。
- ・ 上記を遵守するため、NTTファイナンスが必要な社員研修を実施する旨を、当社とNTTファイナンスの間の契約書等に規定します。当社は「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」等を踏まえた研修教材の作成支援等、NTTファイナンスの社員教育に必要な支援をしていくこととします。
- ・ 当社は、平成24年6月末までに、NTTファイナンスが顧客情報等の取扱いに関する規程等やプライバシーポリシーを作成したこと、ならびに規程等の内容が適切であることを確認します。

その他 全般的事項

29. 罰則・契約解除の規定

- ・ 当社とNTTファイナンスの間の契約書等に規定した措置内容にNTTファイナンスが違反した場合、違反内容や原因について当社に報告するとともに、NTTファイナンスの責任において再演防止や原状回復等のための必要な措置を講じ、当社に所定の違約金を払う旨や、違反内容が重大な違反であり今後契約を継続することができないと当社が判断した場合、最終的には当社は契約解除できる旨を当社とNTTファイナンスの間の契約書等に規定します。

以上



平成 24 年 7 月 13 日

総務省総合通信基盤局長
桜井 俊 殿

東日本電信電話株式会社
代表取締役社長 山村 雅

電気通信役務の料金等に係る業務をNTTファイナンス株式会社へ移管すること等
に関して講ずる措置の報告について

貴省からの「貴社が提供する電気通信役務の料金等に係る業務をNTTファイナンス株式会社へ移管すること等に関して講ずべき措置について（要請）」（総基事第32号 平成24年3月23日）を受けて、「電気通信役務の料金等に係る業務をNTTファイナンス株式会社へ移管すること等に関して講ずる措置の報告について（東経企営第12-43号）」により、講じる措置の報告をしました。

同報告において別に報告することとしていた当社からNTTファイナンスへの在籍出向者数について、別紙のとおり報告します。

【別紙】

NTTファイナンス株式会社への在籍出向者数

在籍出向者	[REDACTED] 名 (平成24年7月1日時点)
-------	-------------------------------

以上



西 企 営 第 3 2 号
平 成 2 4 年 6 月 8 日

総務省総合通信基盤局長
桜井 俊 殿

西日本電信電話株式会
代表取締役社長 大竹 伸

電気通信役務の料金等に係る業務をNTTファイナンス株式会社へ移管すること等
に関して講ずる措置の報告について

貴省からの「貴社が提供する電気通信役務の料金等に係る業務をNTTファイナンス株式会社へ移管すること等に関して講ずべき措置について（要請）」（総基亭第32号 平成24年3月23日）を受けて、講ずる措置について別紙のとおり報告いたします。

【別紙】

貴社、東日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社及び株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（以下「各事業会社」という。）、日本電信電話株式会社並びにNTTファイナンス株式会社は、平成24年2月2日に、各事業会社が提供する電気通信役務の料金等について、同年7月以降、各事業会社がNTTファイナンス株式会社へこれらの債権を譲渡し同社から請求すること、各事業会社の料金等に係る業務を同社に集約すること、利用者からの求めに応じ各事業会社等に係る請求をまとめることを可能とすること等を内容とする施策の発表を行った。

当該施策の内容については、電気通信事業者等66社・団体から総務大臣に対し連名の要望書が提出され、公正競争上の懸念が示されるとともに、総務省においても日本電信電話株式会社を通じその事実関係等につき確認を行った。

当該確認の結果、当該施策の内容を実施することは、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）により貴社及び東日本電信電話株式会社に課されている電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供についての責務に係る規定、各事業会社に課した累次の公正競争確保のための措置、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」という。）により各事業会社に課されている料金規制及び消費者保護ルール並びに市場支配的な電気通信事業者に課されている行為規制等の趣旨を引き続き確保する観点からの課題が認められる。

については、貴社及び他の各事業会社がそれぞれ提供する電気通信役務の料金等に係る業務（以下「料金業務」という。）を一の者へ移管する場合、当該移管を受ける者（以下「料金業務会社」という。）及び貴社により上述の規制等の趣旨が引き続き確保されるよう、貴社において、下記の事項に関して適切な措置を講じ、又は料金業務会社に対し講じさせるとともに、当該措置の内容を毎年度報告することを要請する。

1. 措置内容の報告

- ・ 本要請に基づいて、下記対処策を速やかに実行し、措置状況を毎年度ごとに貴省に報告します。

- 1 他の各事業会社との間の実質的な一体経営による営業情報の流用等が行われないようにするため、料金業務会社との間における役員兼任及び在籍出向を行わないこと。
なお、本年7月以降の初期段階においてやむを得ず在籍出向を行う場合には、できる限り速やかにその状態を解消すること。

2. 役員兼任

- 平成24年6月現在、当社と料金業務会社（以下、NTTファイナンス）との間における役員兼任は行っておりません。
- 今後も役員兼任を行わないこととし、毎年度の報告において当社およびNTTファイナンスの役員一覧を提出します。

3. 当社からNTTファイナンスへの在籍出向

- 平成24年7月以降の初期段階においては、料金業務を円滑に実施する必要性等から在籍出向を行います。できる限り速やかに解消していきます。
- 在籍出向解消までの間、毎年度の報告において、前年度末の在籍出向者数を報告することとします。
- なお、平成24年7月1日時点のNTTファイナンスへの在籍出向者数については、同年7月以降速やかに報告することとします。

- 2 料金業務会社との間で行われる料金業務に係る取引について、当該取引を通じた同社への実質的な補助又は各事業会社相互間の実質的な補助が行われないようにするため、同社に対し、次の措置を講ずること。

- 電気通信役務の料金等に係る債権の譲渡を行うときは、貴社が同社に譲渡した債権の額と同額の対価を貴社に支払わせるとともに、譲渡手数料その他貴社が当該取引に関し同社との間で授受を行う金銭の額について、貴社に対し不当な差別的取扱いを行わせないこと。

4. 債権額と譲渡対価

- NTTファイナンスから当社に、債権の額と同額を債権の譲渡対価として支払う旨を、同社との間の契約書等に規定します。

5. 譲渡手数料等の妥当性の確認

- 当社は、NTTファイナンスから当社に請求する譲渡手数料等の額について、その内訳・根拠等の提示を求めるとともに、当社の料金業務に係る過去の費用実績や新たな費用項目と請求件数等の推移等に基づき妥当性を確認します。

- ・ 貴社の電気通信役務の利用者に対する請求に当たり貴社の料金等と他の各事業会社の料金等とを区別して示すようにさせ、また、貴社が移管した料金業務について会計を分計させるとともに、当該業務に係る収支の状況を貴社に報告させること。

6. 利用者に対する料金等の提示

- ・ NTTファイナンスから当社の電気通信役務の利用者に対して料金等を請求する場合、当社の電気通信役務提供に係る料金等と他の料金等を区別して示す旨を、同社との間の契約書等に規定します。

7. 料金業務に係る会計の分計

- ・ 当社がNTTファイナンスに移管する料金業務について、同社は会計を分計する旨を、同社との間の契約書等に規定します。

8. 料金業務に係る収支の報告

- ・ 当社がNTTファイナンスに移管する料金業務について、収支状況を年度ごとに同社が当社に報告する旨を、同社との間の契約書等に規定します。

- 3 料金業務会社に対し電気通信役務の料金等に係る債権の譲渡を行うときは、当該債権の額はその提供する役務に係る約款や利用者との同意に基づく料金額と同額とするとともに、同社をして、譲渡した債権の額により貴社が提供する役務の利用者に対し請求を行わせること。

9. 料金額と債権額の関係

- ・ 当社は、契約約款や利用者との同意に基づく電気通信役務の料金額と同額を債権額とし、NTTファイナンスに債権譲渡します。
- ・ 平成24年6月に当社の電気通信役務の契約約款に上記の旨を規定します。

10. 債権額と利用者に対する請求額の関係

- ・ 当社がNTTファイナンスに譲渡する債権額により、同社は利用者に請求する旨を、同社との間の契約書等に規定します。

4 料金業務会社に対し、電気通信役務の販売業務等、他の業務を委託等しないこと。

1 1. 電気通信役務の販売等、他の業務の委託等

- ・ 当社からNTTファイナンスに電気通信役務の販売業務等、他の業務を委託等しないことを、当社とNTTファイナンスの間の契約書等に規定します。
- ・ 当社及びNTTファイナンスがそれぞれ社内組織に指示・徹底することとします。

5 料金業務会社に対して債権譲渡を行うことに伴い貴社から同社に顧客情報その他の情報（以下「顧客情報等」という。）を提供するときは、当該情報等を、同社が貴社から譲渡を受けた債権に係る料金業務の用に供する目的以外の目的のために取り扱うことがないよう、同社に対し、次の措置を講ずること。

- ・ 料金業務の用に供するための室とその他の室とを区分させること。

1 2. 料金業務の用に供する室の分離

- ・ NTTファイナンスにおいて料金業務の用に供するための室とその他の業務の室を区分する旨を、当社とNTTファイナンスの間の契約書等に規定します。
- ・ NTTファイナンスにおいて料金業務の用に供するための室における入室管理は、電子的認証装置等により徹底する旨を、当社とNTTファイナンスの間の契約書等に規定します。

- ・ 料金業務会社に独自の顧客情報等管理システムを構築させること。

1 3. NTTファイナンス独自のシステムの構築

- ・ NTTファイナンスにおいて独自の料金業務関連システム（以下、「当該システム」という。）を構築する旨を、当社とNTTファイナンスの間の契約書等に規定します。
- ・ 平成24年6月時点において、NTTファイナンスが当該システムを構築済みであることを確認しました。
- ・ 当該システムは、確定した債権の額等料金業務に必要な情報のみを受領し、請求・回収に必要な情報処理・情報管理を行うためのシステムです。

・ 当該システムにおいて、貴社が譲渡した債権に係る料金業務の用に供する目的以外の目的のために貴社が提供する顧客情報等を取り扱うことができないようにさせるとともに、必要に応じて区分された貴社の顧客情報等ごとに適切なアクセス権限を設定させること。
また、当該システムを用いて貴社の顧客情報等を入手した者、入手した情報及び入手した日時を記録させること。

14. 当社からNTTファイナンスに提供する顧客情報等の限定

- ・ 当社からNTTファイナンスに提供する顧客情報等について、料金等の請求・回収に必要な情報（契約者名・住所、請求書送付先の宛名・住所、支払い方法、請求額等）に限定することを、当社とNTTファイナンスの間の契約書等に規定します。

15. 顧客情報等の目的以外の利用の禁止

- ・ 当社からNTTファイナンスに提供する顧客情報等について、NTTファイナンスは料金業務の目的以外の目的のために利用しないことを、当社とNTTファイナンスの間の契約書等に規定します。

16. 顧客情報等のアクセス権限の設定

- ・ 当社からNTTファイナンスに提供する顧客情報等について、NTTファイナンスの料金業務に従事する社員の担当する業務内容や職責に応じて、当該システムに適切なアクセス権限を設定する旨を、当社とNTTファイナンスの間の契約書等に規定します。

17. 顧客情報等の利用の記録

- ・ 当社からNTTファイナンスに提供する顧客情報等について、NTTファイナンスが当該システムを通じて利用した実績（誰が、どの情報に、いつアクセスしたのか）を記録し、記録時より最低10年間保存する旨を、当社とNTTファイナンスの間の契約書等に規定します。

- ・ 顧客情報等の取扱いについて同社の従業員が遵守すべき規程を作成させるとともに、当該規程を遵守させるために必要な研修を実施させること。

18. 顧客情報等の取扱いに関する規程の作成

- ・ 顧客情報等の取扱いについて、NTTファイナンスの社員が遵守すべき規程等を作成する旨を、当社とNTTファイナンスの間の契約書等に規定します。
- ・ 当社は、平成24年6月末までに、NTTファイナンスが顧客情報等の取扱いに関する規程、マニュアル等を作成したこと、ならびに規程等の内容が適切であることを確認します。

19. 顧客情報等の取扱いに関する研修の実施

- ・ 前述の顧客情報等の取扱いに関する規程等を遵守するために必要な研修をNTTファイナンスが実施し、その実施状況について当社に報告する旨を、当社とNTTファイナンスの間の契約書等に規定します。

- ・ 顧客情報等の管理責任者を設置させ、当該情報の取扱いを管理させること。

20. 顧客情報等の管理責任者の設置

- ・ NTTファイナンスに顧客情報等の管理責任者を設置すること、および顧客情報等の管理責任者が顧客情報等を適正に管理する旨を、当社とNTTファイナンスの間の契約書等に規定します。
- ・ 当社は、平成24年6月末までに、NTTファイナンスが顧客情報等の管理責任者を定めたこと、ならびに当該責任者の責任・役割が顧客情報等の取扱いに関する規程等に適切に規定されていることを確認します。

- ・ その他料金業務会社が顧客情報等を貴社から譲渡を受けた債権に係る料金業務の用に供する目的以外の目的のために取り扱うことがないようにするために必要な措置を講じさせること。

21. 顧客情報等の取扱いに関する点検

- ・ NTTファイナンスは、顧客情報等の管理体制・ルールを整備するとともに、運用状況について点検ルールを定め、定期的に確認する旨を、当社とNTTファイナンスの間の契約書等に規定します。
- ・ 当社は、当社から提供した顧客情報等の取扱い状況について、定期的にNTTファイナンスに報告を求めること、および必要に応じて立ち入り点検等を行うことができる旨を、当社とNTTファイナンスの間の契約書等に規定します。
- ・ 当社は、NTTファイナンスからの顧客情報等の取扱い状況に係る報告及び必要に応じて当社が実施する立ち入り点検等を通じて、NTTファイナンスにおける顧客情報等の取扱いに係る運用状況について確認していくこととします。

6 料金業務会社に対し電話役務の料金等に係る債権の譲渡を行うときは、同社に対し、利用者の同意なく貴社から譲渡された債権の第三者への譲渡を行わせない等、電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供を確保するために必要な措置を講じさせること。

22. 債権の第三者譲渡の制限

- ・ NTTファイナンスが債権を第三者譲渡する場合は、利用者を困難な状況に置くことがないように当社の承認を要する旨を、当社とNTTファイナンスの間の契約書等に規定します。

23. NTT法 第3条の趣旨の確保

- ・ 当社からNTTファイナンスに譲渡する債権の請求・回収にあたり、NTTファイナンスは電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供を確保する旨を、当社とNTTファイナンスの間の契約書等に規定します。
- ・ 上記を遵守するため、NTTファイナンスが必要な社員研修を実施する旨を、当社とNTTファイナンスの間の契約書等に規定します。当社は研修教材の提供等、NTTファイナンスの社員教育に必要な支援をしていくこととします。

7 料金業務会社に対し基礎的電気通信役務、指定電気通信役務及び特定電気通信役務の料金等に係る債権の譲渡を行うときは、事業法第7条、第19条、第20条及び第21条の趣旨を引き続き確保するために必要な措置を講じ、又は同社に講じさせること。

24. 事業法 第7条、第19条、第20条及び第21条の趣旨の確保

- ・ NTTファイナンスは、当社から譲渡する債権の請求・回収にあたり、事業法第7条、第19条、第20条及び第21条の趣旨を確保する旨を、当社とNTTファイナンスの間の契約書等に規定します。
- ・ 上記を遵守するため、NTTファイナンスが必要な社員研修を実施する旨を、当社とNTTファイナンスの間の契約書等に規定します。当社は研修教材の提供等、NTTファイナンスの社員教育に必要な支援をしていくこととします。

- 8 料金業務会社に対し基礎的電気通信役務、指定電気通信役務及び特定電気通信役務以外の電気通信役務の料金等に係る債権の譲渡を行うときは、事業法第29条の趣旨を引き続き確保するために必要な措置を講じ、又は同社に講じさせること。

25. 事業法第29条の趣旨の確保

- NTTファイナンスは、当社から譲渡する債権の請求・回収にあたり、事業法第29条の趣旨を確保する旨を、当社とNTTファイナンスの間の契約書等に規定します。
- 上記を遵守するため、NTTファイナンスが必要な社員研修を実施する旨を、当社とNTTファイナンスの間の契約書等に規定します。当社は研修教材の提供等、NTTファイナンスの社員教育に必要な支援をしていくこととします。

- 9 料金業務会社が行う料金業務について、事業法第30条の趣旨を引き続き確保するために必要な措置を講じ、又は同社に講じさせること。

26. 事業法第30条の趣旨の確保

- NTTファイナンスは、当社から譲渡する債権の請求・回収にあたり、事業法第30条の趣旨を確保する旨を、当社とNTTファイナンスの間の契約書等に規定します。
- 上記を遵守するため、NTTファイナンスが必要な社員研修を実施する旨を、当社とNTTファイナンスの間の契約書等に規定します。当社は研修教材の提供等、NTTファイナンスの社員教育に必要な支援をしていくこととします。

- 10 料金業務会社に対し料金業務の移管等を行うときは、事業法第6条、第26条及び第27条の趣旨を引き続き確保するために必要な措置を講じ、又は同社に講じさせること。

27. 事業法第6条、第26条及び第27条の趣旨の確保

- NTTファイナンスは、当社から譲渡する債権の請求・回収にあたり、事業法第6条、第26条及び第27条の趣旨を確保する旨を、当社とNTTファイナンスの間の契約書等に規定します。
- 上記を遵守するため、NTTファイナンスが必要な社員研修を実施する旨を、当社とNTTファイナンスの間の契約書等に規定します。当社は研修教材の提供等、NTTファイナンスの社員教育に必要な支援をしていくこととします。

11 料金業務会社に対し、貴社の顧客情報等について個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の関係法令等を遵守させること。

28. 個人情報の保護に関する法律等の関係法令等の遵守

- ・ NTTファイナンスは、個人情報の保護に関する法律等の関係法令等を遵守することとし、顧客情報等の取扱いに関する規程等を作成する旨を、当社とNTTファイナンスの間の契約書等に規定します。
- ・ NTTファイナンスは、個人情報の取扱いについてプライバシーポリシーを定め、公表することを当社とNTTファイナンスの間の契約書等に規定します。
- ・ 上記を遵守するため、NTTファイナンスが必要な社員研修を実施する旨を、当社とNTTファイナンスの間の契約書等に規定します。当社は「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」等を踏まえた研修教材の作成支援等、NTTファイナンスの社員教育に必要な支援をしていくこととします。
- ・ 当社は、平成24年6月末までに、NTTファイナンスが顧客情報等の取扱いに関する規程等やプライバシーポリシーを作成したこと、ならびに規程等の内容が適切であることを確認します。

その他 全般的事項

29. 罰則・契約解除の規定

- ・ 当社とNTTファイナンスの間の契約書等に規定した措置内容にNTTファイナンスが違反した場合、違反内容や原因について当社に報告するとともに、NTTファイナンスの責任において再演防止や原状回復等のための必要な措置を講じ、当社に所定の違約金を払う旨や、違反内容が重大な違反であり今後契約を継続することができないと当社が判断した場合、最終的には当社は契約解除できる旨を当社とNTTファイナンスの間の契約書等に規定します。

以上



西 企 営 第 6 4 号
平 成 2 4 年 7 月 1 3 日

総務省総合通信基盤局長
桜井 俊 殿

西日本電信電話株式会
代表取締役社長 村尾 和

電気通信役務の料金等に係る業務をNTTファイナンス株式会社へ移管すること等
に関して講ずる措置の報告について

貴省からの「貴社が提供する電気通信役務の料金等に係る業務をNTTファイナンス株式会社へ移管すること等に関して講ずべき措置について（要請）」（総基事第32号 平成24年3月23日）を受けて、「電気通信役務の料金等に係る業務をNTTファイナンス株式会社へ移管すること等に関して講ずる措置の報告について（西企営第32号）」により、講じる措置の報告をしました。

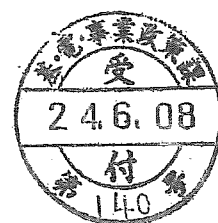
同報告において別に報告することとしていた当社からNTTファイナンス株式会社への在籍出向者数について、別紙のとおり報告します。

【別紙】

NTTファイナンス株式会社への在籍出向者数

在籍出向者	[REDACTED] 名 (平成24年7月1日時点)
-------	-------------------------------

以上



平成 24 年 6 月 8 日

総務省総合通信基盤局長
桜井 俊 殿

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
代表取締役社長 有馬

電気通信役務の料金等に係る業務をNTTファイナンス株式会社へ移管すること等に関して講ずる措置の報告について

貴省からの「貴社が提供する電気通信役務の料金等に係る業務をNTTファイナンス株式会社へ移管すること等に関して講ずべき措置について（要請）」（総基事第32号 平成24年3月23日）を受けて、講ずる措置について別紙のとおり報告いたします。

【別紙】

貴社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（以下「各事業会社」という。）、日本電信電話株式会社並びにNTTファイナンス株式会社は、平成24年2月2日に、各事業会社が提供する電気通信役務の料金等について、同年7月以降、各事業会社がNTTファイナンス株式会社へこれらの債権を譲渡し同社から請求すること、各事業会社の料金等に係る業務を同社に集約すること、利用者からの求めに応じ各事業会社等に係る請求をまとめることを可能とすること等を内容とする施策の発表を行った。

当該施策の内容については、電気通信事業者等66社・団体から総務大臣に対し連名の要望書が提出され、公正競争上の懸念が示されるとともに、総務省においても日本電信電話株式会社を通じその事実関係等につき確認を行った。

当該確認の結果、当該施策の内容を実施することは、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）により各事業会社に課した累次の公正競争確保のための措置、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」という。）により各事業会社に課されている料金規制及び消費者保護ルール等の趣旨を引き続き確保する観点からの課題が認められる。

については、貴社及び他の各事業会社がそれぞれ提供する電気通信役務の料金等に係る業務（以下「料金業務」という。）を一の者へ移管する場合、当該移管を受ける者（以下「料金業務会社」という。）及び貴社により上述の規制等の趣旨が引き続き確保されるよう、貴社において、下記の事項に関して適切な措置を講じ、又は料金業務会社に対し講じさせるとともに、当該措置の内容を毎年度報告することを要請する。

1. 措置内容の報告

- ・ 本要請に基づいて、下記対応施策を速やかに実行し、措置状況を毎年度ごとに貴省に報告します。

1 他の各事業会社との間の実質的な一体経営による営業情報の流用等が行われないようにするため、料金業務会社との間における役員兼任及び在籍出向を行わないこと。
なお、本年7月以降の初期段階においてやむを得ず在籍出向を行う場合には、できる限り速やかにその状態を解消すること。

2. 役員兼任

- 平成24年6月現在、当社と料金業務会社（以下、NTTファイナンス）との間における役員兼任は行っておりません。
- 今後も役員兼任を行わないこととし、毎年度の報告において当社およびNTTファイナンスの役員一覧を提出します。

3. 当社からNTTファイナンスへの在籍出向

- 平成24年7月以降の初期段階においては、料金業務を円滑に実施する必要性等から在籍出向を行いますが、できる限り速やかに解消していきます。
- 在籍出向解消までの間、毎年度の報告において、前年度末の在籍出向者数を報告することとします。
- なお、平成24年7月1日時点のNTTファイナンスへの在籍出向者数については、同年7月以降速やかに報告することとします。

2 料金業務会社との間で行われる料金業務に係る取引について、当該取引を通じた同社への実質的な補助又は各事業会社相互間の実質的な補助が行われないようにするため、同社に対し、次の措置を講ずること。

- 電気通信役務の料金等に係る債権の譲渡を行うときは、貴社が同社に譲渡した債権の額と同額の対価を貴社に支払わせるとともに、譲渡手数料その他貴社が当該取引に関し同社との間で授受を行う金銭の額について、貴社に対し不当な差別的取扱いを行わせないこと。

4. 債権額と譲渡対価

- NTTファイナンスから当社に、債権の額と同額を債権の譲渡対価として支払う旨を、同社との間の契約書等に規定します。

5. 譲渡手数料等の妥当性の確認

- 当社は、NTTファイナンスから当社に請求する譲渡手数料等の額について、その内訳・根拠等の提示を求めるとともに、当社の料金業務に係る過去の費用実績や新たな費用項目と請求件数等の推移等に基づき妥当性を確認します。

- ・ 貴社の電気通信役務の利用者に対する請求に当たり貴社の料金等と他の各事業会社の料金等とを区別して示すようにさせ、また、貴社が移管した料金業務について会計を分計させるとともに、当該業務に係る収支の状況を貴社に報告させること。

6. 利用者に対する料金等の提示

- ・ NTTファイナンスから当社の電気通信役務の利用者に対して料金等を請求する場合、当社の電気通信役務提供に係る料金等と他の料金等を区別して示す旨を、同社との間の契約書等に規定します。

7. 料金業務に係る会計の分計

- ・ 当社がNTTファイナンスに移管する料金業務について、同社は会計を分計する旨を、同社との間の契約書等に規定します。

8. 料金業務に係る収支の報告

- ・ 当社がNTTファイナンスに移管する料金業務について、収支状況を年度ごとに同社が当社に報告する旨を、同社との間の契約書等に規定します。

- 3 料金業務会社に対し電気通信役務の料金等に係る債権の譲渡を行うときは、当該債権の額はその提供する役務に係る約款や利用者との同意に基づく料金額と同額とするとともに、同社をして、譲渡した債権の額により貴社が提供する役務の利用者に対し請求を行わせること。

9. 料金額と債権額の関係

- ・ 当社は、契約約款や利用者との同意に基づく電気通信役務の料金額と同額を債権額とし、NTTファイナンスに債権譲渡します。
- ・ 平成24年6月に当社の電気通信役務の契約約款に上記の旨を規定します。

10. 債権額と利用者に対する請求額の関係

- ・ 当社がNTTファイナンスに譲渡する債権額により、同社は利用者へ請求する旨を、同社との間の契約書等に規定します。

4 料金業務会社に対し、電気通信役務の販売業務等、他の業務を委託等しないこと。

1 1. 電気通信役務の販売等、他の業務の委託等

- ・ 当社からNTTファイナンスに電気通信役務の販売業務等、他の業務を委託等しないことを、当社とNTTファイナンスの間の契約書等に規定します。
- ・ 当社及びNTTファイナンスがそれぞれ社内組織に指示・徹底することとします。

5 料金業務会社に対して債権譲渡を行うことに伴い貴社から同社に顧客情報その他の情報（以下「顧客情報等」という。）を提供するときは、当該情報等を、同社が貴社から譲渡を受けた債権に係る料金業務の用に供する目的以外の目的のために取り扱うことがないよう、同社に対し、次の措置を講ずること。

- ・ 料金業務の用に供するための室とその他の室とを区分させること。

1 2. 料金業務の用に供する室の分離

- ・ NTTファイナンスにおいて料金業務の用に供するための室とその他の業務の室を区分する旨を、当社とNTTファイナンスの間の契約書等に規定します。
- ・ NTTファイナンスにおいて料金業務の用に供するための室における入室管理は、電子的認証装置等により徹底する旨を、当社とNTTファイナンスの間の契約書等に規定します。

- ・ 料金業務会社に独自の顧客情報等管理システムを構築させること。

1 3. NTTファイナンス独自のシステムの構築

- ・ NTTファイナンスにおいて独自の料金業務関連システム（以下、「当該システム」という。）を構築する旨を、当社とNTTファイナンスの間の契約書等に規定します。
- ・ 平成24年6月時点において、NTTファイナンスが当該システムを構築済みであることを確認しました。
- ・ 当該システムは、確定した債権の額等料金業務に必要な情報のみを受領し、請求・回収に必要な情報処理・情報管理を行うためのシステムです。

- ・ 当該システムにおいて、貴社が譲渡した債権に係る料金業務の用に供する目的以外の目的のために貴社が提供する顧客情報等を取り扱うことができないようにさせるとともに、必要に応じて区分された貴社の顧客情報等ごとに適切なアクセス権限を設定させること。
また、当該システムを用いて貴社の顧客情報等を入手した者、入手した情報及び入手した日時を記録させること。

14. 当社からNTTファイナンスに提供する顧客情報等の限定

- ・ 当社からNTTファイナンスに提供する顧客情報等について、料金等の請求・回収に必要な情報（契約者名・住所、請求書送付先の宛名・住所、支払い方法、請求額等）に限定することを、当社とNTTファイナンスの間の契約書等に規定します。

15. 顧客情報等の目的以外の利用の禁止

- ・ 当社からNTTファイナンスに提供する顧客情報等について、NTTファイナンスは料金業務の目的以外の目的のために利用しないことを、当社とNTTファイナンスの間の契約書等に規定します。

16. 顧客情報等のアクセス権限の設定

- ・ 当社からNTTファイナンスに提供する顧客情報等について、NTTファイナンスの料金業務に従事する社員の担当する業務内容や職責に応じて、当該システムに適切なアクセス権限を設定する旨を、当社とNTTファイナンスの間の契約書等に規定します。

17. 顧客情報等の利用の記録

- ・ 当社からNTTファイナンスに提供する顧客情報等について、NTTファイナンスが当該システムを通じて利用した実績（誰が、どの情報に、いつアクセスしたのか）を記録し、記録時より最低10年間保存する旨を、当社とNTTファイナンスの間の契約書等に規定します。

- ・ 顧客情報等の取扱いについて同社の従業員が遵守すべき規程を作成させるとともに、当該規程を遵守させるために必要な研修を実施させること。

18. 顧客情報等の取扱いに関する規程の作成

- ・ 顧客情報等の取扱いについて、NTTファイナンスの社員が遵守すべき規程等を作成する旨を、当社とNTTファイナンスの間の契約書等に規定します。
- ・ 当社は、平成24年6月末までに、NTTファイナンスが顧客情報等の取扱いに関する規程、マニュアル等を作成したこと、ならびに規程等の内容が適切であることを確認します。

19. 顧客情報等の取扱いに関する研修の実施

- ・ 前述の顧客情報等の取扱いに関する規程等を遵守するために必要な研修をNTTファイナンスが実施し、その実施状況について当社に報告する旨を、当社とNTTファイナンスの間の契約書等に規定します。

- ・ 顧客情報等の管理責任者を設置させ、当該情報の取扱いを管理させること。

20. 顧客情報等の管理責任者の設置

- ・ NTTファイナンスに顧客情報等の管理責任者を設置すること、および顧客情報等の管理責任者が顧客情報等を適正に管理する旨を、当社とNTTファイナンスの間の契約書等に規定します。
- ・ 当社は、平成24年6月末までに、NTTファイナンスが顧客情報等の管理責任者を定めたこと、ならびに当該責任者の責任・役割が顧客情報等の取扱いに関する規程等に適切に規定されていることを確認します。

- ・ その他料金業務会社が顧客情報等を貴社から譲渡を受けた債権に係る料金業務の用に供する目的以外の目的のために取り扱うことがないようにするために必要な措置を講じさせること。

21. 顧客情報等の取扱いに関する点検

- ・ NTTファイナンスは、顧客情報等の管理体制・ルールを整備するとともに、運用状況について点検ルールを定め、定期的に確認する旨を、当社とNTTファイナンスの間の契約書等に規定します。
- ・ 当社は、当社から提供した顧客情報等の取扱い状況について、定期的にNTTファイナンスに報告を求め、および必要に応じて立ち入り点検等を行うことができる旨を、当社とNTTファイナンスの間の契約書等に規定します。
- ・ 当社は、NTTファイナンスからの顧客情報等の取扱い状況に係る報告及び必要に応じて当社が実施する立ち入り点検等を通じて、NTTファイナンスにおける顧客情報等の取扱いに係る運用状況について確認していくこととします。

6 料金業務会社に対し電気通信役務の料金等に係る債権の譲渡を行うときは、事業法第 29 条の趣旨を引き続き確保するために必要な措置を講じ、又は同社に講じさせること。

22. 事業法 第 29 条の趣旨の確保

- ・ NTTファイナンスは、当社から譲渡する債権の請求・回収にあたり、事業法第 29 条の趣旨を確保する旨を、当社とNTTファイナンスの間の契約書等に規定します。
- ・ 上記を遵守するため、NTTファイナンスが必要な社員研修を実施する旨を、当社とNTTファイナンスの間の契約書等に規定します。当社は研修教材の提供等、NTTファイナンスの社員教育に必要な支援をしていくこととします。

7 料金業務会社に対し料金業務の移管等を行うときは、事業法第 6 条、第 26 条及び第 27 条の趣旨を引き続き確保するために必要な措置を講じ、又は同社に講じさせること。

23. 事業法 第 6 条、第 26 条及び第 27 条の趣旨の確保

- ・ NTTファイナンスは、当社から譲渡する債権の請求・回収にあたり、事業法第 6 条、第 26 条及び第 27 条の趣旨を確保する旨を、当社とNTTファイナンスの間の契約書等に規定します。
- ・ 上記を遵守するため、NTTファイナンスが必要な社員研修を実施する旨を、当社とNTTファイナンスの間の契約書等に規定します。当社は研修教材の提供等、NTTファイナンスの社員教育に必要な支援をしていくこととします。

8 料金業務会社に対し、貴社の顧客情報等について個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の関係法令等を遵守させること。

24. 個人情報の保護に関する法律等の関係法令等の遵守

- ・ NTTファイナンスは、個人情報の保護に関する法律等の関係法令等を遵守することとし、顧客情報等の取扱いに関する規程等を作成する旨を、当社とNTTファイナンスの間の契約書等に規定します。
- ・ NTTファイナンスは、個人情報の取扱いについてプライバシーポリシーを定め、公表することを当社とNTTファイナンスの間の契約書等に規定します。
- ・ 上記を遵守するため、NTTファイナンスが必要な社員研修を実施する旨を、当社とNTTファイナンスの間の契約書等に規定します。当社は「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」等を踏まえた研修教材の作成支援等、NTTファイナンスの社員教育に必要な支援をしていくこととします。
- ・ 当社は、平成24年6月末までに、NTTファイナンスが顧客情報等の取扱いに関する規程等やプライバシーポリシーを作成したこと、ならびに規程等の内容が適切であることを確認します。

その他 全般的事項

25. 罰則・契約解除の規定

- ・ 当社とNTTファイナンスの間の契約書等に規定した措置内容にNTTファイナンスが違反した場合、違反内容や原因について当社に報告するとともに、NTTファイナンスの責任において再演防止や原状回復等のための必要な措置を講じ、当社に所定の違約金を払う旨や、違反内容が重大な違反であり今後契約を継続することができないと当社が判断した場合、最終的には当社は契約解除できる旨を当社とNTTファイナンスの間の契約書等に規定します。

以上



平成 24 年 7 月 13 日

総務省総合通信基盤局長
桜井 俊 殿

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
代表取締役社長 有馬

電気通信役務の料金等に係る業務をNTTファイナンス株式会社へ移管すること等
に関して講ずる措置の報告について

貴省からの「貴社が提供する電気通信役務の料金等に係る業務をNTTファイナンス株式会社へ移管すること等に関して講ずべき措置について（要請）」（総基事第32号 平成24年3月23日）を受けて、「電気通信役務の料金等に係る業務をNTTファイナンス株式会社へ移管すること等に関して講ずる措置の報告について（平成24年6月8日）」により、講じる措置の報告をしました。

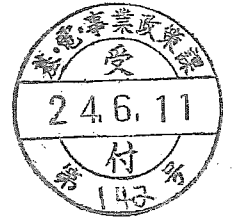
同報告において別に報告することとしていた当社からNTTファイナンスへの在籍出向者数について、別紙のとおり報告します。

【別紙】

NTTファイナンス株式会社への在籍出向者数

在籍出向者	[REDACTED]名 (平成24年7月1日時点)
-------	------------------------------

以上



経 企 第 3 2 9 号
平成 2 4 年 6 月 1 1 日

総務省総合通信基盤局長
桜井 俊 殿

株式会社エヌ・ティ・ティ・ド
代表取締役社長 山田

電気通信役務の料金等に係る業務をNTTファイナンス株式会社へ移管すること等に
関して講ずる措置の報告について

貴省からの「貴社が提供する電気通信役務の料金等に係る業務をNTTファイナンス株
式会社へ移管すること等に関して講ずべき措置について（要請）」（総基事第32号 平成
24年3月23日）を受けて、講ずる措置について別紙のとおり報告いたします。

【別紙】

貴社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「各事業会社」という。）、日本電信電話株式会社並びにNTTファイナンス株式会社は、平成24年2月2日に、各事業会社が提供する電気通信役務の料金等について、同年7月以降、各事業会社がNTTファイナンス株式会社へこれらの債権を譲渡し同社から請求すること、各事業会社の料金等に係る業務を同社に集約すること、利用者からの求めに応じ各事業会社等に係る請求をまとめることを可能とすること等を内容とする施策の発表を行った。

当該施策の内容については、電気通信事業者等 66社・団体から総務大臣に対し連名の要望書が提出され、公正競争上の懸念が示されるとともに、総務省においても日本電信電話株式会社を通じその事実関係等につき確認を行った。

当該確認の結果、当該施策の内容を実施することは、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）により各事業会社に課した累次の公正競争確保のための措置、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」という。）により各事業会社に課されている料金規制及び消費者保護ルール並びに市場支配的な電気通信事業者に課されている行為規制等の趣旨を引き続き確保する観点からの課題が認められる。

については、貴社及び他の各事業会社がそれぞれ提供する電気通信役務の料金等に係る業務（以下「料金業務」という。）を一の者へ移管する場合、当該移管を受ける者（以下「料金業務会社」という。）及び貴社により上述の規制等の趣旨が引き続き確保されるよう、貴社において、下記の事項に関して適切な措置を講じ、又は料金業務会社に対し講じさせるとともに、当該措置の内容を毎年度報告することを要請する。

1. 措置内容の報告

- 本要請に基づいて、下記対処策を速やかに実行し、措置状況を毎年度ごとに貴省に報告します。

1. 他の各事業会社との間の実質的な一体経営による営業情報の流用等が行われないようにするため、料金業務会社との間における役員兼任及び在籍出向を行わないこと。
なお、本年7月以降の初期段階においてやむを得ず在籍出向を行う場合には、できる限り速やかにその状態を解消すること。

2. 役員兼任

- ・ 平成24年6月現在、当社と料金業務会社（以下、NTTファイナンス）との間における役員兼任は行っておりません。
- ・ 今後も役員兼任を行わないこととし、毎年度の報告において当社およびNTTファイナンスの役員一覧を提出します。

3. 当社からNTTファイナンスへの在籍出向

- ・ 平成24年7月以降の初期段階においては、料金業務を円滑に実施する必要性等から在籍出向を行います、できる限り速やかに解消していきます。
- ・ 在籍出向解消までの間、毎年度の報告において、前年度末の在籍出向者数を報告することとします。
- ・ なお、平成24年7月1日時点のNTTファイナンスへの在籍出向者数については、同年7月以降速やかに報告することとします。

2. 料金業務会社との間で行われる料金業務に係る取引について、当該取引を通じた同社への実質的な補助又は各事業会社相互間の実質的な補助が行われないようにするため、同社に対し、次の措置を講ずること。

- ・ 電気通信役務の料金等に係る債権の譲渡を行うときは、貴社が同社に譲渡した債権の額と同額の対価を貴社に支払わせるとともに、譲渡手数料その他貴社が当該取引に関し同社との間で授受を行う金銭の額について、貴社に対し不当な差別的取扱いを行わせないこと。

4. 債権額と譲渡対価

- ・ NTTファイナンスから当社に、債権の額と同額を債権の譲渡対価として支払う旨を、同社との間の契約書等に規定します。

5. 譲渡手数料等の妥当性の確認

- ・ 当社は、NTTファイナンスから当社に請求する譲渡手数料等の額について、その内訳・根拠等の提示を求めるとともに、当社の料金業務に係る過去の費用実績や新たな費用項目と請求件数等の推移等に基づき妥当性を確認します。

- ・ 貴社の電気通信役務の利用者に対する請求に当たり貴社の料金等と他の各事業会社の料金等とを区別して示すようにさせ、また、貴社が移管した料金業務について会計を分計させるとともに、当該業務に係る収支の状況を貴社に報告させること。

6. 利用者に対する料金等の提示

- ・ NTTファイナンスから当社の電気通信役務の利用者に対して料金等を請求する場合、当社の電気通信役務提供に係る料金等と他の料金等を区別して示す旨を、同社との間の契約書等に規定します。

7. 料金業務に係る会計の分計

- ・ 当社がNTTファイナンスに移管する料金業務について、同社は会計を分計する旨を、同社との間の契約書等に規定します。

8. 料金業務に係る収支の報告

- ・ 当社がNTTファイナンスに移管する料金業務について、収支状況を年度ごとに同社が当社に報告する旨を、同社との間の契約書等に規定します。

- 3 料金業務会社に対し電気通信役務の料金等に係る債権の譲渡を行うときは、当該債権の額はその提供する役務に係る約款や利用者との同意に基づく料金額と同額とするとともに、同社をして、譲渡した債権の額により貴社が提供する役務の利用者に対し請求を行わせること。

9. 料金額と債権額の関係

- ・ 当社は、契約約款や利用者との同意に基づく電気通信役務の料金額と同額を債権額とし、NTTファイナンスに債権譲渡します。
- ・ 平成24年6月に当社の電気通信役務の契約約款に上記の旨を規定します。

10. 債権額と利用者に対する請求額の関係

- ・ 当社がNTTファイナンスに譲渡する債権額により、同社は利用者へ請求する旨を、同社との間の契約書等に規定します。

4 料金業務会社に対し、電気通信役務の販売業務等、他の業務を委託等しないこと。

11. 電気通信役務の販売等、他の業務の委託等

- ・ 当社からNTTファイナンスに電気通信役務の販売業務等、他の業務を委託等しないことを、当社とNTTファイナンスの間の契約書等に規定します。
- ・ 当社及びNTTファイナンスがそれぞれ社内組織に指示・徹底することとします。

5 料金業務会社に対して債権譲渡を行うことに伴い貴社から同社に顧客情報その他の情報（以下「顧客情報等」という。）を提供するときは、当該情報等を、同社が貴社から譲渡を受けた債権に係る料金業務の用に供する目的以外の目的のために取り扱うことがないよう、同社に対し、次の措置を講ずること。

- ・ 料金業務の用に供するための室とその他の室とを区分させること。

12. 料金業務の用に供する室の分離

- ・ NTTファイナンスにおいて料金業務の用に供するための室とその他の業務の室を区分する旨を、当社とNTTファイナンスの間の契約書等に規定します。
- ・ NTTファイナンスにおいて料金業務の用に供するための室における入室管理は、電子的認証装置等により徹底する旨を、当社とNTTファイナンスの間の契約書等に規定します。

- ・ 料金業務会社に独自の顧客情報等管理システムを構築させること。

13. NTTファイナンス独自のシステムの構築

- ・ NTTファイナンスにおいて独自の料金業務関連システム（以下、「当該システム」という。）を構築する旨を、当社とNTTファイナンスの間の契約書等に規定します。
- ・ 平成24年6月時点において、NTTファイナンスが当該システムを構築済みであることを確認しました。
- ・ 当該システムは、確定した債権の額等料金業務に必要な情報のみを受領し、請求・回収に必要な情報処理・情報管理を行うためのシステムです。

- ・ 当該システムにおいて、貴社が譲渡した債権に係る料金業務の用に供する目的以外の目的のために貴社が提供する顧客情報等を取り扱うことができないようにさせるとともに、必要に応じて区分された貴社の顧客情報等ごとに適切なアクセス権限を設定させること。
また、当該システムを用いて貴社の顧客情報等を入手した者、入手した情報及び入手した日時を記録させること。

14. 当社からNTTファイナンスに提供する顧客情報等の限定

- ・ 当社からNTTファイナンスに提供する顧客情報等について、料金等の請求・回収に必要な情報（契約者名・住所、請求書送付先の宛名・住所、支払い方法、請求額等）に限定することを、当社とNTTファイナンスの間の契約書等に規定します。

15. 顧客情報等の目的以外の利用の禁止

- ・ 当社からNTTファイナンスに提供する顧客情報等について、NTTファイナンスは料金業務の目的以外の目的のために利用しないことを、当社とNTTファイナンスの間の契約書等に規定します。

16. 顧客情報等のアクセス権限の設定

- ・ 当社からNTTファイナンスに提供する顧客情報等について、NTTファイナンスの料金業務に従事する社員の担当する業務内容や職責に応じて、当該システムに適切なアクセス権限を設定する旨を、当社とNTTファイナンスの間の契約書等に規定します。

17. 顧客情報等の利用の記録

- ・ 当社からNTTファイナンスに提供する顧客情報等について、NTTファイナンスが当該システムを通じて利用した実績（誰が、どの情報に、いつアクセスしたのか）を記録し、記録時より最低10年間保存する旨を、当社とNTTファイナンスの間の契約書等に規定します。

- ・ 顧客情報等の取扱いについて同社の従業員が遵守すべき規程を作成させるとともに、当該規程を遵守させるために必要な研修を実施させること。

18. 顧客情報等の取扱いに関する規程の作成

- ・ 顧客情報等の取扱いについて、NTTファイナンスの社員が遵守すべき規程等を作成する旨を、当社とNTTファイナンスの間の契約書等に規定します。
- ・ 当社は、平成24年6月末までに、NTTファイナンスが顧客情報等の取扱いに関する規程、マニュアル等を作成したこと、ならびに規程等の内容が適切であることを確認します。

19. 顧客情報等の取扱いに関する研修の実施

- ・ 前述の顧客情報等の取扱いに関する規程等を遵守するために必要な研修をNTTファイナンスが実施し、その実施状況について当社に報告する旨を、当社とNTTファイナンスの間の契約書等に規定します。

- ・ 顧客情報等の管理責任者を設置させ、当該情報の取扱いを管理させること。

20. 顧客情報等の管理責任者の設置

- ・ NTTファイナンスに顧客情報等の管理責任者を設置すること、および顧客情報等の管理責任者が顧客情報等を適正に管理する旨を、当社とNTTファイナンスの間の契約書等に規定します。
- ・ 当社は、平成24年6月末までに、NTTファイナンスが顧客情報等の管理責任者を定めたこと、ならびに当該責任者の責任・役割が顧客情報等の取扱いに関する規程等に適切に規定されていることを確認します。

- ・ その他料金業務会社が顧客情報等を貴社から譲渡を受けた債権に係る料金業務の用に供する目的以外の目的のために取り扱うことがないようにするために必要な措置を講じさせること。

21. 顧客情報等の取扱いに関する点検

- ・ NTTファイナンスは、顧客情報等の管理体制・ルールを整備するとともに、運用状況について点検ルールを定め、定期的に確認する旨を、当社とNTTファイナンスの間の契約書等に規定します。
- ・ 当社は、当社から提供した顧客情報等の取扱い状況について、定期的にNTTファイナンスに報告を求めること、および必要に応じて立ち入り点検等を行うことができる旨を、当社とNTTファイナンスの間の契約書等に規定します。
- ・ 当社は、NTTファイナンスからの顧客情報等の取扱い状況に係る報告及び必要に応じて当社が実施する立ち入り点検等を通じて、NTTファイナンスにおける顧客情報等の取扱いに係る運用状況について確認していくこととします。

6 料金業務会社に対し電気通信役務の料金等に係る債権の譲渡を行うときは、事業法第 29 条の趣旨を引き続き確保するために必要な措置を講じ、又は同社に講じさせること。

2.2. 事業法 第 29 条の趣旨の確保

- ・ NTTファイナンスは、当社から譲渡する債権の請求・回収にあたり、事業法第 29 条の趣旨を確保する旨を、当社とNTTファイナンスの間の契約書等に規定します。
- ・ 上記を遵守するため、NTTファイナンスが必要な社員研修を実施する旨を、当社とNTTファイナンスの間の契約書等に規定します。当社は研修教材の提供等、NTTファイナンスの社員教育に必要な支援をしていくこととします。

7 料金業務会社が行う料金業務について、事業法第 30 条の趣旨を引き続き確保するために必要な措置を講じ、又は同社に講じさせること。

2.3. 事業法 第 30 条の趣旨の確保

- ・ NTTファイナンスは、当社から譲渡する債権の請求・回収にあたり、事業法第 30 条の趣旨を確保する旨を、当社とNTTファイナンスの間の契約書等に規定します。
- ・ 上記を遵守するため、NTTファイナンスが必要な社員研修を実施する旨を、当社とNTTファイナンスの間の契約書等に規定します。当社は研修教材の提供等、NTTファイナンスの社員教育に必要な支援をしていくこととします。

8 料金業務会社に対し料金業務の移管等を行うときは、事業法第 6 条、第 26 条及び第 27 条の趣旨を引き続き確保するために必要な措置を講じ、又は同社に講じさせること。

2.4. 事業法 第 6 条、第 26 条及び第 27 条の趣旨の確保

- ・ NTTファイナンスは、当社から譲渡する債権の請求・回収にあたり、事業法第 6 条、第 26 条及び第 27 条の趣旨を確保する旨を、当社とNTTファイナンスの間の契約書等に規定します。
- ・ 上記を遵守するため、NTTファイナンスが必要な社員研修を実施する旨を、当社とNTTファイナンスの間の契約書等に規定します。当社は研修教材の提供等、NTTファイナンスの社員教育に必要な支援をしていくこととします。

9 料金業務会社に対し、貴社の顧客情報等について個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の関係法令等を遵守させること。

25. 個人情報の保護に関する法律等の関係法令等の遵守

- ・ NTTファイナンスは、個人情報の保護に関する法律等の関係法令等を遵守することとし、顧客情報等の取扱いに関する規程等を作成する旨を、当社とNTTファイナンスの間の契約書等に規定します。
- ・ NTTファイナンスは、個人情報の取扱いについてプライバシーポリシーを定め、公表することを当社とNTTファイナンスの間の契約書等に規定します。
- ・ 上記を遵守するため、NTTファイナンスが必要な社員研修を実施する旨を、当社とNTTファイナンスの間の契約書等に規定します。当社は「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」等を踏まえた研修教材の作成支援等、NTTファイナンスの社員教育に必要な支援をしていくこととします。
- ・ 当社は、平成24年6月末までに、NTTファイナンスが顧客情報等の取扱いに関する規程等やプライバシーポリシーを作成したこと、ならびに規程等の内容が適切であることを確認します。

その他 全般的事項

26. 罰則・契約解除の規定

- ・ 当社とNTTファイナンスの間の契約書等に規定した措置内容にNTTファイナンスが違反した場合、違反内容や原因について当社に報告するとともに、NTTファイナンスの責任において再演防止や原状回復等のための必要な措置を講じ、当社に所定の違約金を払う旨や、違反内容が重大な違反であり今後契約を継続することができないと当社が判断した場合、最終的には当社は契約解除できる旨を当社とNTTファイナンスの間の契約書等に規定します。

以上



平成 24 年 7 月 13 日

総務省総合通信基盤局長
桜井 俊 殿

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコ
代表取締役社長 加藤

電気通信役務の料金等に係る業務をNTTファイナンス株式会社へ移管すること等
に関して講ずる措置の報告について

貴省からの「貴社が提供する電気通信役務の料金等に係る業務をNTTファイナンス株式会社へ移管すること等に関して講ずべき措置について（要請）」（総基事第32号 平成24年3月23日）を受けて、「電気通信役務の料金等に係る業務をNTTファイナンス株式会社へ移管すること等に関して講ずる措置の報告について（経企第329号 平成24年6月11日）」により、講じる措置の報告をしました。

同報告において別に報告することとしていた当社からNTTファイナンスへの在籍出向者数について、別紙のとおり報告します。

【別紙】

NTTファイナンス株式会社への在籍出向者数

在籍出向者	[REDACTED]名 (平成24年7月1日時点)
-------	------------------------------

以上